「時価純資産超過額（被合併法人等の別表十四(五)付表一「６」－「７」）」に、「簿価純資産超過額（被合併法人等の別表十四(五)付表「７」－「６」）／引継対象未処理欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額（被合併法人等の別表七㈠付表二「10の計」）」を「簿価純資産超過額（被合併法人等の別表十四(五)付表一「７」－「６」）／引継対象未処理欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額（被合併法人等の別表七㈠付表三「10の計」）」に、「特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額（⑾と⑳のうち少ない金額）」を「特定引継資産失額（（⑾又は（　）と⑳の

に係る特定資産譲渡等損
別表十四㈤付表二「６」）うち少ない金額」に、「時価純資産超過額（当該法人の別表十四(五)付表「６」－「７」）」を「時価純資産超過額（当該法人の別表十四(五)付表一「６」－「７」）」に、「簿価純資産超過額（当該法人の別表十四(五)付表「７」－「６」）／控除未済欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額（当該法人の別表七㈠付表二「10の計」）」を「簿価純資産超（当該法人の別表十四(五)「７」－「６」）／控除未済欠損金額の特例計算特定資産譲渡等損失相当額か損金額とみなされた金額（当該法人の別表七㈠付表の計」）」

過額
付表一）
においてら成る欠
三「10」）」に、「特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額（⑭と㉗のうち少ない金額）」を「特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額（（⑭又は（別表十四㈤付表二「11」））と㉗のうち少ない金額）」に、「移転簿価資産超過額（当該法人の別表十四(五)付表「７」－「６」）」を「移転簿価資産超過額（当該法人の別表十四(五)付表一「７」－「６」）」に、

「移転時価資産超過額（当該法人の別表十四（五)付表「６」－「７」）／特例切捨欠損金額（別表七㈠付表三「10の計」＋「12」）」を「移転時価資産超過額（当該法人の別表十四（五)付表一「６」－「７」）／特例切捨欠損金額（別表七㈠付表四「10の計」＋「12」）」に改め、同表の記載要領を同第１号とし、同表の記載要領に次の１号を加える。

２　平成25年４月１日以後に法第62条の７第１項の支配関係を有することとなった場合（令第123条の８第12項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第15項、第17項又は第18項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定の適用を受ける場合に限る。）には、「特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「⑴の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額　⑼」及び「⑴の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額　⑿」の各欄は、それぞれ令第123条の８第12項に規定する移転資産の譲渡等特定事由による損失の額を含めて計算すること。

⑵　「⑴の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額　⑽」及び「⑴の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額　⑬」の各欄は、それぞれ令第123条の８第12項に規定する移転資産の譲渡又は評価換えによる利益の額を含めて計算すること。

別表十四㈤付表の記載要領第１号中「同条第13項」を「同条第14項」に改め、同第11号中「同条第７項第１号」を「同条第９項第１号」に改め、同表を別表十四㈤付表１とし、同表の次に次の１表を加える。